

・多摩・広域連携活動助成金交付要綱（抜粋）：実施主体：（財）東京市町村自治調査会

多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村に対して、多摩・島しょ広域連携活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、あるいは既存の連携活動の活性化、ひいては多摩・島しょの魅力を高めることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、連携活動を目的とし、二以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協働会、研究会、連絡会等（以下「連携組織」という。）とする。

2 連携組織には、企業、学校、NPO等の団体及び多摩・島しょ地域以外の市町村も参加できるものとする。

3 助成金の申請者は、連携組織を構成する多摩・島しょ地域の市町村長の代表（以下「代表者」という。）とする。

(助成年限)

第4条 前条に規定する連携組織に対する助成は、3年を限度とする。

(助成対象事業等)

第5条 助成対象事業は、連携組織内の多摩・島しょ地域の市町村が主体的に実施する多摩・島しょの魅力を高めるもので、調査会理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める事業とする。

2 助成対象事業は、別表1のとおり区分する。

3 助成金の交付を受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は、毎年度、前項で規定した区分のいずれかにつき、助成金を申請することができるものとする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第6条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費とする。

2 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、その上限は、一連携組織につき別表2のとおりとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、多摩・島しょ広域連携活動助成金交付申請書（様式1）に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書総括表（様式2）、多摩・島しょ広域連携活動

成金事業計画書（様式3）、連携組織の規約等及びその地理理事長が必要と認める書類を添付し、毎年度、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 理事長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金交付・不交付決定通知書（様式4）により通知する。

(助成事業の遂行)

第9条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第7条の規定により提出した事業計画（以下「事業計画」という。）に従い、事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての変更は、認めないものとする。

(助成事業の変更)

第10条 第8条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更（各事業において交付決定額の30%以内の額の変更を除く）の必要が生じたときは、多摩・島しょ広域連携活動助成金変更交付申請書（様式5）に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業変更計画書総括表（様式6）、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書（様式3）及びその地理理事長が必要と認める書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。

3 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金変更交付・不交付決定通知書（様式7）により通知する。

4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、変更交付決定時において、変更交付決定総額に対して既に交付を受けた助成金に剰余額が生じた場合は、別に定める日までに理事長に返還しなければならない。

5 第3項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 第8条第1項の規定による交付決定又は前条第2項の規定による変更交付決定を受けた申請者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょ広域連携活動助成金取下げ申請書（様式8）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに交付決定を受けた者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金取下げ申請通知書（様式9）により通知する。

3 前項の規定による通知を受けた交付決定を受けた者は、既に助成金の交付を受けている場合は、別に定める日までに理事長に返還しなければならない。

(経費の変更の届出)

第12条 第10条第1項の規定にかかわらず、交付決定を受けた者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により理事長に届け出なければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定を受けた者は、多摩・島しょ広域連携活動助成金実績報告書（様式10）に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業実績調査総括表（様式11）、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業実績調査書（様式12）、徴収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその地理理事長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第14条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょ広域連携活動助成金確定通知書兼精算書（様式13）により交付決定を受けた者に通知する。

2 交付決定を受けた者は、前項の規定による助成金の額の確定に伴い、交付を受けた助成金に剰余額が生じた場合は、別に定める日までに理事長に返還しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第15条 交付決定を受けた者は、前条第1項の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょ広域連携活動助成金請求書（様式14）（以下「助成金請求書」という。）を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、交付決定を受けた者から多摩・島しょ広域連携活動助成金概算私請求書（様式15）（以下「概算私請求書」という。）が提出された場合において、助成事業の実施上必要があると認めるときは、助成金の一部又は全部について概算私をすることができる。

3 理事長は、第1項の助成金請求書又は前項の概算私請求書が提出されたときは、速やかに支払うものとする。

(助成金の管理執行)

第16条 助成金の交付を受けた交付決定を受けた者は、当該市町村の事務に準じて、適正に助成金を管理執行しなければならない。

(交付決定の取り直し)

第17条 理事長は、交付決定を受けた者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

(2) 事業の実施に関して、法令に違反したとき

(3) 本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 助成金の交付を受けた交付決定を受けた者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに理事長に返還しなければならない。

(事務の併背)

第18条 この要綱に基づく事務は、調査会事業部が併背する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

区 分	内 容
子ども体験塾	第5条第1項に規定する事業であって、子ども（18歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業
一般連携活動	第5条第1項に規定する事業のうち、上記を除く事業

別表2（第6条関係）

区 分	連携組織の規模	助成金上限額
子ども体験塾	市町村の数が8以上又は市町村の人口の合計が60万人以上	年間1,200万円
	市町村の数が5以上8未満又は市町村の人口の合計が30万人以上60万人未満	年間800万円
	上記以外	年間500万円
一般連携活動	一律	年間500万円

(注1) 市町村の数：連携組織を構成する多摩・島しょ地域の市町村の数とする。

(注2) 人口：申請年度前年の9月1日現在の住民基本台帳による人口及び外国人登録人口の合計とする。